

別記様式(第7条関係)

桑名市議会議長
愛敬 重之 様

会派名 無会派
代表者氏名又は議員氏名
永野 元康

政務活動費収支報告書

桑名市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定に基づき、 令和6年度
政務活動費収支報告書を提出します。

1. 収入
政務活動費 600,000 円

2. 支出

科目	金額	備考
調査研究費	40,920	
研修費	60,786	
会議費		
広報・広聴費	436,409	
資料作成費	8,320	
資料購入費		
要請・陳情活動費		
人件費		
事務費	3,120	
合計	549,555	

3. 残額 50,445 円

(注)備考欄には、支出の内訳を記載する。

会 計 帳 簿

支払 番号	年 月 日	支払項目	内 容	収 入	支 出	残 額
1	2024/4/11	資料作成費	都市計画法第47条交付申請手数料		940	-940
	2024/4/15		政務活動費 前期分	450,000		449,060
2	2024/5/10	資料作成費	情報公開請求		90	448,970
3	2024/5/30	資料作成費	情報公開請求		1,820	447,150
4	2024/6/21	広報・広聴費	市政活動報告チラシ印刷代		266,200	180,950
5	2024/6/21	広報・広聴費	市政活動報告チラシ折込代		170,209	10,741
6	2024/7/9	資料作成費	情報公開請求		1,280	9,461
7	2024/7/18	資料作成費	情報公開請求		820	8,641
8	2024/7/30	研修費	JIAM研修(市町村長等・議会議員特別セミナー)		18,020	-9,379
9	2024/7/31	資料作成費	情報公開請求		1,030	-10,409
10	2024/10/18	研修費	全国都市問題会議		42,766	-53,175
	2025/1/15		政務活動費 後期分	150,000		96,825
11	2025/3/3	調査研究費	令和6年度タブレット端末通信料(年間分)		40,920	55,905
12	2025/3/12	資料作成費	情報公開請求		370	55,535
13	2025/3/16	事務費	コピー用紙購入費		870	54,665
14	2025/3/30	事務費	プリンタインク購入費		2,250	52,415
15	2025/3/31	資料作成費	公文書等の写しの交付		1,970	50,445

様式第10号(第6条関係)

支 払 伝 票

会 派 名 又 は 議 員 名	無会派 永野 元康	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 6 年度	支払番号	/
支 払 項 目	資料作成費		
検 収 年 月 日	令和6年4月11日		
支 払 年 月 日	令和6年4月11日		
支 払 金 額	940 円		
支 払 先	桑名市長		
使 途 内 容	都市計画法第47条交付申請手数料 940 円		
備 考			

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号																																																																																		
支出科目	☐調査研究費☐研修費☐会議費☐広報・広聴費☒資料作成費 ☐資料購入費☐人件費☐事務費☐要請・陳情費																																																																																	
桑名市24-205登録番号T5000020242055 納入通知書兼領収書 〒511-0023 住所桑名市本町43番地 永野元康 -6.4.11 -6.4.11																																																																																		
<table><tr><td colspan="2">年度</td><td colspan="2">伝票番号</td><td>予算</td><td>会計</td><td>所属</td></tr><tr><td colspan="2">6</td><td colspan="2">0003078 - 001</td><td>0</td><td>1</td><td>5510</td></tr><tr><td>款</td><td>項</td><td>目</td><td>節</td><td>2</td><td colspan="2">都市計画手数料</td></tr><tr><td>14</td><td>2</td><td>4</td><td>細節</td><td>2</td><td colspan="2">開発行為許可申請等手数料</td></tr><tr><td colspan="2">金額</td><td colspan="4">940円</td></tr><tr><td colspan="2">内消費税</td><td colspan="2">0円</td><td>消費税</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">納期限</td><td colspan="4">令和6年4月25日</td></tr><tr><td colspan="2">所管課</td><td colspan="4">都市計画課</td></tr><tr><td colspan="2">摘要</td><td colspan="4">都市計画法第47条交付申請手数料</td></tr><tr><td colspan="2">発行日</td><td colspan="4">令和6年4月11日</td></tr><tr><td colspan="6">上記金額を納入してください。 桑名市長 </td></tr><tr><td colspan="4">上記の金額を領収しました。 桑名市指定金融機関 桑名市指定代理金融機関 桑名市収納代理金融機関 </td><td colspan="2"> 領収日付印 桑名市指定金融機関 6.4.11 桑名三重信用金庫 高道支店 (1) </td></tr></table>						年度		伝票番号		予算	会計	所属	6		0003078 - 001		0	1	5510	款	項	目	節	2	都市計画手数料		14	2	4	細節	2	開発行為許可申請等手数料		金額		940円				内消費税		0円		消費税			納期限		令和6年4月25日				所管課		都市計画課				摘要		都市計画法第47条交付申請手数料				発行日		令和6年4月11日				上記金額を納入してください。 桑名市長						上記の金額を領収しました。 桑名市指定金融機関 桑名市指定代理金融機関 桑名市収納代理金融機関				領収日付印 桑名市指定金融機関 6.4.11 桑名三重信用金庫 高道支店 (1)	
年度		伝票番号		予算	会計	所属																																																																												
6		0003078 - 001		0	1	5510																																																																												
款	項	目	節	2	都市計画手数料																																																																													
14	2	4	細節	2	開発行為許可申請等手数料																																																																													
金額		940円																																																																																
内消費税		0円		消費税																																																																														
納期限		令和6年4月25日																																																																																
所管課		都市計画課																																																																																
摘要		都市計画法第47条交付申請手数料																																																																																
発行日		令和6年4月11日																																																																																
上記金額を納入してください。 桑名市長																																																																																		
上記の金額を領収しました。 桑名市指定金融機関 桑名市指定代理金融機関 桑名市収納代理金融機関				領収日付印 桑名市指定金融機関 6.4.11 桑名三重信用金庫 高道支店 (1)																																																																														
※領収日付印のないものは無効です。 (納入者保管) 桑名市24-205																																																																																		
領収書等 添付合計金額		940円 (内、政務活動費充当額 940円)																																																																																

支 払 伝 票

会 派 名 又 は 議 員 名	無会派 永野 元康	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 6 年度	支払番号	2
支 払 項 目	資料作成費		
検 収 年 月 日	令和6年5月10日		
支 払 年 月 日	令和6年5月10日		
支 払 金 額	90 円		
支 払 先	桑名市役所		
使 途 内 容	情報公開請求 90 円		
備 考			

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費 ☐ 資料購入費	☐ 研修費 ☐ 人件費	☐ 会議費 ☐ 事務費	☐ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情費	☒ 資料作成費
桑名市役所 桑名市中央町二丁目37 電話：0594-24-1756 FAX：0594-24-1736 毎度ありがとうございます 2024年05月10日 15:56 0009 部門01 ¥90 合 計 ¥90 お 預 り ¥100 お 釣 ¥10					
領 収 書 等 添付合計金額	90 円 (内、政務活動費充当額 90 円)				

公文書部分開示決定通知書

都第 125 号の1
令和6年5月10日

永野 元康 様

桑名市長 伊 藤 徳 氏



令和6年5月7日付けで請求のありました公文書の開示については、桑名市情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり部分開示することと決定しましたので通知します。

公文書 の内容	開示請求者 が請求した 内容	合併後の桑名市都市計画マスタープラン制定にあたり、入札経過のわかる資料
	実施機関が 特定した公 文書の内容	平成17年度 桑名市都市計画マスタープランおよび緑の基本計画策定業務に関する綴における委託業務契約決定通知書および入札経過表 平成18年度 桑名市都市計画マスタープランおよび緑の基本計画策定業務に関する綴における入札・契約締結執行報告書および入札経過表 平成19年度 桑名市都市計画マスタープランおよび緑の基本計画策定業務に関する綴における見積結果調書、見積経過表および随意契約理由書 平成31年度 桑名市都市計画マスタープラン改定業務委託の綴における契約決定通知書および入札経過表
開示しない部分		個人の印影
上記部分を開示しない理由		桑名市情報公開条例第7条第2号の個人に関する情報であり、個人の権利利益を害する情報となるため。
開示しない理由がなくなる期日及びその部分		
開示を実施する日時		令和6年5月10日（金） 午前9時以降
開示を実施する場所		桑名市役所 2 階 情報公開室
事務担当		都市創造部 都市計画課 都市計画景観係 （電話番号 0594-24-1223 ）
備考		

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、桑名市長に対して審査請求をすることができます。
 - この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桑名市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
 - ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 注
- 公文書の開示を受けるときは、この通知書を提示してください。
 - 指定された日時が都合の悪い場合は、その旨を連絡してください。
 - この決定に対し第三者から不服申立があったときは、この開示が停止される場合がありますのでご了承ください。
 - 「開示しない理由がなくなる期日及びその部分」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。公文書の開示を希望する場合には、記載された期日以後に改めて公文書の開示を請求してください。

様式第10号(第6条関係)

支 払 伝 票

会 派 名 又 は 議 員 名	無会派 永野 元康	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 6 年度	支払番号	3
支 払 項 目	資料作成費		
検 収 年 月 日	令和6年5月30日		
支 払 年 月 日	令和6年5月30日		
支 払 金 額	1,820 円		
支 払 先	桑名市役所		
使 途 内 容	情報公開請求 1,820 円		
備 考			

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費 ☐ 資料購入費	☐ 研修費 ☐ 人件費	☐ 会議費 ☐ 事務費	☐ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情費	☒ 資料作成費
桑名市役所 桑名市中央町二丁目37 電話：0594-24-1756 FAX：0594-24-1736 毎度ありがとうございます 2024年05月30日 14:26 0002 部門01 ¥1,820 合 計 ¥1,820 お 預 り ¥2,020 お 釣 ¥200					
領 収 書 等 添付合計金額	1,820 円 (内、政務活動費充当額 1,820 円)				

永野 元康 様

（実施機関）桑名市 伊藤 徳宇



令和6年5月16日付けで請求のありました公文書の開示については、桑名市情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり部分開示することと決定しましたので通知します。

公文書の内容	開示請求者が請求した内容	平成29年度桑名駅西土地地区画整理事業中断移転住宅整備事業入札施工等に関する一次審査書類一切
	実施機関が特定した公文書の内容	・平成28年度中断移転住宅整備業務に係る提案審査委員会（名簿） ・中断移転住宅整備業務に係る提案の募集要項及び様式集、参加希望表明書、質疑書、応募申込書一式、審査結果、採点表及び審査結果通知
開示しない部分		代表者印の印影 個人に関する氏名及び印影 個人に関する氏名を特定しうるメールアドレス
上記部分を開示しない理由		桑名市情報公開条例第7条（2）（3）
開示しない理由がなく なる期日及びその部分		
開示を実施する日時		令和6年5月30日（木）午後3時以降
開示を実施する場所		桑名市役所 情報公開室
事務担当		都市創造部 桑名駅周辺整備事務所 〔電話番号 0594-24-1196〕
備考		施工に関する書類は工事として契約していないため不存在

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桑名市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 注 1 公文書の開示を受けるときは、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合は、その旨を連絡してください。
- 3 この決定に対し第三者から不服申立があったときは、この開示が停止される場合がありますのでご了承ください。
- 4 「開示しない理由がなくなる期日及びその部分」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。公文書の開示を希望する場合には、記載された期日以後に改めて公文書の開示を請求してください。

支 払 伝 票

会 派 名 又 は 議 員 名	無会派 永野 元康	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 6 年度	支払番号	4.
支 払 項 目	広報・広聴費		
検 収 年 月 日	令和6年6月21日		
支 払 年 月 日	令和6年6月21日		
支 払 金 額	266,200 円		
支 払 先	株式会社アサプリ		
使 途 内 容	市政活動報告チラシ印刷代 266,200 円		
備 考	※振込手数料440円		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 会議費	☒ 広報・広聴費	☐ 資料作成費
	☐ 資料購入費	☐ 人件費	☐ 事務費	☐ 要請・陳情費	

ご 依 頼 日
年 月 日

百五銀行をご利用いただきありがとうございます。

- 当行本支店への振込のため受け入れた小切手等が不渡りとなったときは、その金額の振込を取り消し、その小切手は権利保全の手続をせずに当店において返却します。
- 振込依頼書にご記入相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延または振込金が返戻されることがあります。振込金が返戻された場合、組戻手数料および再振込手数料が必要となります（振込手数料は返却しません）。
- やむを得ない事情による通信回線の障害などが発生した場合には、振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込は、振込規定により取扱います。ご入用の方は申し出ください。

印紙税申告納
付につき津
税務署承認済

お振込先	▼他行あての場合は、銀行名を漢字・左づめでご記入ください。		振込金受取書 (兼振込手数料受取書)	
	銀行名	支店名	支店名または出張所名を漢字(左づめ)でご記入ください。	
お振込先	▼他行あての場合は、○をつけてください。		支店名	
お振込先	銀行 信用金庫 信用組合 農協 その他		桑名	
お振込先	百五銀行の場合 ○をつけてください。		桑名	
お振込先	普通 当座 貯蓄 その他		金額	
お振込先	口座番号		十億 百万 千 円	
お振込先	左づめでご記入ください。		265,760	
お振込先	(フリガナ)姓と名の間は1マス空けて左づめでご記入ください。		消費税込手数料 10%対象	
お振込先	カ) アサフ。リ		440	
お振込先	濁点(・)、半濁点(゜)なども1マスを使用してご記入ください。			
お振込先	カブシキガイシャ→カ)などの略号をご記入ください。			
お振込先	(おなまえ) 株式会社 アサフリ		領収済	
お振込先	様		6. 6. 21	
お振込先	(フリガナ)姓と名の間は1マス空けて左づめでご記入ください。		百五・桑名	
お振込先	ナカノ モトヤス		T-25	
お振込先	濁点(・)、半濁点(゜)なども1マスを使用してご記入ください。		日付印	
お振込先	カブシキガイシャ→カ)などの略号をご記入ください。			
お振込先	(おなまえ) 永野 元康			
お振込先	(おところ) 桑名市本町43番地			
お振込先	ご連絡先電話番号 (090) 3307-8201			

百五銀行 登録番号 T5190001000892 *2023.10

為3010(74)(2023.9)⑤

領 収 書 等
添付合計金額

266,200 円 (内、政務活動費充当額 266,200 円)

〒

納品書 兼 請求書

売上日: 2024年5月10日 伝票番号: 1024059576



株式会社 アサプリ

代表取締役 松岡 祐司

本社 / 〒511-0839 三重県桑名市大字安永 923 番地
tel. 0594-23-5471 (代) fax. 0594-23-5495

永野元康 様

登録番号: T2190001013443

(105050)

担当: 関目 憲史

品 番 / 品 名		数 量	単 価	金 額
桑名市議会議員 永野元康 市政活動報告チラシ A4 4C/4C [1024040923] A4		56,000		241,600
摘要	取引銀行 百五銀行 桑名支店 普通 三菱UFJ銀行 桑名支店	伝票計		241,600
		消費税(10%)		24,160
		合 計		¥265,760

桑名再建

—市民の「信頼」なくして行政なし!!—

新緑が映える過ごしやすい季節となりました。

平素は「ながの元康」の政治活動にご理解・ご協力いただきまして誠にありがとうございます。

おかげさまで桑名市議会議員になり、1年半が経ちました。

昨年12月15日付けで「無会派」として活動しております。

これからも初心を忘れることなく、市民との「対話と信頼」を大切に、

ふるさと桑名の発展のために尽力してまいります。

皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。

桑名市議会議員
《無会派》

ながの元康



ながの新聞

THE
NAGANO
SHIMBUN

市議会質問について



桑名市の公共工事、

1億円以上の契約等(平成24年12月～令和6年3月まで)について

質問 公共工事の契約件数と総額は？

答え 公共工事の総額は、241億4,271万円、契約件数は29件である。

質問 公共工事の各契約状況の総額と割合は？

答え 一般競争入札総額は23件で58億4,280万円(全体の24.2%)、随意契約(プロポーザル含む)は6件で182億9,990万円(全体の75.8%)である。

質問 地方自治法では、一般競争入札が原則であり、プロポーザル方式を含む随意契約は例外である。
随意契約の6件の内、3件が提案者が1者であるが経済性、競争性、公平性、透明性等公共工事の
原則は確保できているか？

答え 提案者が1者でも経済性、透明性は担保されている。

質問 プロポーザル方式で1者のみの提案であった原因は？

答え 原因の特定は難しいと考えている。

質問 提案者が1者しかない場合の対応は検討しているか？

答え 事業により対応が異なるため、難しいと考えている。

質問 プロポーザル方式の選考委員会では、2件で選考委員全員が桑名市職員、1件で選考委員8割が桑
名市職員であるが、この状況で経済性、競争性、透明性は問題ないか？

答え 専門性が必要な場合、桑名市職員が委員を担っている。

質問 他自治体のように、設計はプロポーザル方式で、施工は一般競争入札にして、設計施工分離発注は
考えなかったのか？

答え 公民連携を積極的に活用するため、考えていない。

コメント

地方自治法では、地方自治体の公共工事は一般競争入札が原則であって、プロポーザル方式を含む随意契約は例外である。桑名市の公共工事はプロポーザル方式の随意契約が多く、例外の濫用ではないか。



水道事業について

質問 多度中部送水場にて発がん性が指摘されるPFAS（有機フッ素化合物）が国の目標値の5.8倍を超えて検出されたが、市の原因究明、今後の対策の考えは？

答え 現時点では、原因究明は難しいと考えている。

コメント

市民の健康を考えれば、現行の水道法だけではなく予防原則に立った対応が必要ではないか。

ひと・環境に
やさしいまちを
桑名から!!



子育て施策について

質問 市内在住の高校生に対し、市独自で高等学校の授業料等を実質無償化する考えは？

答え 国の高等学校等就学支援金制度を受けられない年収910万以上の世帯は市内の約2割あり、その約2割の世帯に市独自の補助を出す場合、公立高校のみで一年間約9,504万円、私立高校を加味するとそれ以上になる。市では就学が困難な方を対象に桑名市高等学校等進学奨励金を支給している。今後も桑名市版子ども応援手当の創設等、他自治体を参考に市独自の子ども施策を充実させていく。



観光施策について

質問 旧東海道及び春日神社前等の観光誘客コースの路面を整備する考えは？

答え 国による公園整備等を進めて頂いている状況も踏まえ、旧東海道、歴史資産の残る景観づくりや周辺案内等について、関係部局と連携し検討する。

| 活 | 動 | 報 | 告 |



① 桑名市議会にて一般質問



② テーマ「桑名の魅力づくりについて」
貴重なお意見をいただきました



③ 子どもたちの安全対策のため、
諸戸水道（尾野山）へ降りる階段を市に舗装していただきました



④ 全国都市問題会議（青森県八戸市）に参加
地域の特性を活かした事例発表は参考になりました



⑤ 町屋川に架かる金井橋の両端に自転車通学安全対策のため、
市に注意看板を設置、ポールを塗装していただきました



⑥ 桑名市立田町の市道が対向車が通れない程、
草がのびたため市に除草していただきました

※上記、③⑤⑥は地域住民よりご依頼いただきました



もと やす
ながの元康

〒511-0023 三重県桑名市本町43番地

TEL.0594-22-0612 FAX.0594-21-8700



ホームページは
こちら



公式Instagramは
こちら

この活動報告は
政務活動費を
使っております。

支 払 伝 票

会 派 名 又 は 議 員 名	無会派 永野 元康	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 6 年度	支払番号	5 .
支 払 項 目	広報・広聴費		
検 収 年 月 日	令和6年6月21日		
支 払 年 月 日	令和6年6月21日		
支 払 金 額	170,209 円		
支 払 先	株式会社アサプリ		
使 途 内 容	市政活動報告チラシ折込代 170,209 円		
備 考	※振込手数料440円		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 会議費	☒ 広報・広聴費	☐ 資料作成費
	☐ 資料購入費	☐ 人件費	☐ 事務費	☐ 要請・陳情費	

ご 依 頼 日
年 月 日

百五銀行をご利用いただきありがとうございます。

- ・当行本支店への振込のため受け入れた小切手等が不渡りとなったときは、その金額の振込を取り消し、その小切手は権利保全の手続をせずに当店において返却します。
- ・振込依頼書にご記入相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延または振込金が返戻されることがあります。振込金が返戻された場合、組戻手数料および再振込手数料が必要となります（振込手数料は返却しません）。
- ・やむを得ない事情による通信回線の障害などが発生した場合には、振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・この振込は、振込規定により取扱います。ご入用の方はお申し出ください。

印紙税申告納
付につき津
税務署承認済

お振込先	銀行名	▼他行あての場合は、銀行名を漢字・左づめでご記入ください。 [][][][][][][][][][][][][][][][]									
	種目	▼他行あての場合は、○をつけてください。 銀行 信用金庫 信用組合 農協 その他 ☒ 百五銀行の場合 ○をつけてください。 [][][][][][][][][][][][][][][][]									
お受取人	口座番号	▼他行あての場合は、○をつけてください。 銀行 信用金庫 信用組合 農協 その他 [][][][][][][][][][][][][][][][]									
	金額	支店名または出張所名を漢字(左づめ)でご記入ください。 桑名 [][][][][][][][][][][][][][][][] 出張所 [][][][][][][][][][][][][][][][]									
ご依頼人	種目	普通 当座 貯蓄 その他 ☒ [][][][][][][][][][][][][][][][]									
	金額	金 額 十億 百万 千 円 [][][][][][][][][][][][][][][][]									
お受取人	フリガナ	(フリガナ)姓と名の間は1マス空けて左づめでご記入ください。 カ) アサ フ リ [][][][][][][][][][][][][][][][]									
	漢字	濁点(・)、半濁点(゜)なども1マスを使用してご記入ください。 [][][][][][][][][][][][][][][][]									
ご依頼人	フリガナ	(フリガナ)姓と名の間は1マス空けて左づめでご記入ください。 ナカバ ノ モト ヤ ス [][][][][][][][][][][][][][][][]									
	漢字	濁点(・)、半濁点(゜)なども1マスを使用してご記入ください。 [][][][][][][][][][][][][][][][]									
お受取人	フリガナ	(フリガナ)姓と名の間は1マス空けて左づめでご記入ください。 カ) アサ フ リ [][][][][][][][][][][][][][][][]									
	漢字	濁点(・)、半濁点(゜)なども1マスを使用してご記入ください。 [][][][][][][][][][][][][][][][]									
ご依頼人	フリガナ	(フリガナ)姓と名の間は1マス空けて左づめでご記入ください。 ナカバ ノ モト ヤ ス [][][][][][][][][][][][][][][][]									
	漢字	濁点(・)、半濁点(゜)なども1マスを使用してご記入ください。 [][][][][][][][][][][][][][][][]									

消費税込手数料
10%対象
440



百五銀行 登録番号 T5190001000892 *2023.10

為3010(%) (2023.9)⑤

領 収 書 等 添付合計金額	1,702,097 円 (内、政務活動費充当額 1,702,097 円)
-------------------	--------------------------------------

〒

納品書 兼 請求書

売上日: 2024年5月10日 伝票番号: 1024069970

永野元康 様



株式会社 アサプリ 代表取締役 松岡 祐司
本社 / 〒511-0839 三重県桑名市大字安永 923 番地
tel. 0594-23-5471 (代) fax. 0594-23-5495

登録番号: T2190001013443

(105050)

担当: 関目 憲史

品 番 / 品 名		数 量	単 価	金 額
桑名市議会議員 永野元康 市政活動報告チラシ 折込立替代 [1024041343]		55,120	2.80	154,336
摘要	取引銀行 百五銀行 桑名支店 普通 三菱UFJ銀行 桑名支店 当			伝票計 154,336
				消費税(10%) 15,433
				合 計 ¥169,769

様式第10号(第6条関係)

支 払 伝 票

会 派 名 又 は 議 員 名	無会派 永野 元康	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 6 年度	支払番号	6
支 払 項 目	資料作成費		
検 収 年 月 日	令和6年7月9日		
支 払 年 月 日	令和6年7月9日		
支 払 金 額	1,280 円		
支 払 先	桑名市役所		
使 途 内 容	情報公開請求 1,280 円		
備 考			

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費 ☐ 資料購入費	☐ 研修費 ☐ 人件費	☐ 会議費 ☐ 事務費	☐ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情費	☒ 資料作成費
桑名市役所 桑名市中央町二丁目37 電話：0594-24-1756 FAX：0594-24-1736 毎度ありがとうございます 2024年07月09日 16:11 0005 部門01 ¥1,280 合 計 ¥1,280 お 預 り ¥1,280 お 釣 ¥0					
領 収 書 等 添付合計金額	1,280 円 (内、政務活動費充当額 1,280 円)				

公文書部分開示決定通知書

ブ 第 283 号の1

令和 6 年 7 月 9 日

永野 元康 様

桑名市長 伊藤 徳宇



令和6年6月25日付けで請求のありました公文書の開示については、桑名市情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり部分開示することと決定しましたので通知します。

公文書 の内容	開示請求者が 請求した内容	外国人支援プラットフォーム事業公募型プロポーザルに関する書類一式
	実施機関が 特定した公 文書の内容	基本方針、実施要領、仕様書、様式集、参加表明書、質問書、回答書、 参加要請書、次第、委員名簿、提案書、採点表、審査結果通知書
開 示 し な い 部 分		・選定されなかった事業者の法人情報 ・選定されなかった事業者のプロポーザル提案に関する内容 ・個人情報
上 記 部 分 を 開 示 し な い 理 由		桑名市情報公開条例第7条第3号の法人に関する情報であり、法人の 利益を損なう情報となるため 桑名市情報公開条例第7条第6号イの契約事務に関し、市の財産上の 利権又は当事者の地位を不当に害するおそれがあるため
開示しない理由がなく なる期日及びその部分		
開 示 を 実 施 す る 日 時		令和6年7月9日（火） 午前・ 午後 2時以降
開 示 を 実 施 す る 場 所		桑名市役所2階 情報公開室
事 務 担 当		市長公室 ブランド推進課 ダイバーシティ国際推進係 〔電話番号 0594-41-2692 内線（124）〕
備 考		

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、桑名市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桑名市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- 注 1 公文書の開示を受けるときは、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合は、その旨を連絡してください。
- 3 この決定に対し第三者から不服申立があったときは、この開示が停止される場合がありますのでご了承ください。
- 4 「開示しない理由がなくなる期日及びその部分」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。公文書の開示を希望する場合には、記載された期日以後に改めて公文書の開示を請求してください。

様式第10号(第6条関係)

支 払 伝 票

会 派 名 又 は 議 員 名	無会派 永野 元康	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 6 年度	支払番号	7
支 払 項 目	資料作成費		
検 収 年 月 日	令和6年7月18日		
支 払 年 月 日	令和6年7月18日		
支 払 金 額	820 円		
支 払 先	桑名市役所		
使 途 内 容	情報公開請求 820 円		
備 考			

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費 ☐ 資料購入費	☐ 研修費 ☐ 人件費	☐ 会議費 ☐ 事務費	☐ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情費	☒ 資料作成費
桑名市役所 桑名市中央町二丁目37 電話：0594-24-1756 FAX：0594-24-1736 毎度ありがとうございます 2024年07月18日 11:41 0001 部門01 ¥820 合 計 ¥820 お 預 り ¥820 お 釣 ¥0					
領 収 書 等 添付合計金額	820 円 (内、政務活動費充当額 820 円)				

公文書部分開示決定通知書

第 31 号
令和 6 年 7 月 12 日

永野 元康 様

(実施機関) 桑名市長

伊藤 徳宇



令和 6 年 7 月 2 日付けで請求のありました公文書の開示については、桑名市情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり部分開示することと決定しましたので通知します。

公文書 の内容	開示請求者が 請求した内容	過去20年間に桑名市が処分した土地、建物の売却先 政策創造課所属分
	実施機関が 特定した公文書の内容	契約書（写）
開示しない部分		印影
上記部分を開示 しない理由		桑名市情報公開条例第7条3号
開示しない理由がなく なる期日及びその部分		
開示を実施する日時		令和 6 年 7 月 16 日（火） 午前（午後）5 時
開示を実施する場所		桑名市情報公開総合窓口
事務担当		市長公室 政策創造課 〔電話番号 24-1463 内線（ 463 ）〕
備考		

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、桑名市長 に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桑名市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- 注
- 公文書の開示を受けるときは、この通知書を提示してください。
 - 指定された日時が都合の悪い場合は、その旨を連絡してください。
 - この決定に対し第三者から不服申立があったときは、この開示が停止される場合がありますのでご了承ください。
 - 「開示しない理由がなくなる期日及びその部分」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。公文書の開示を希望する場合には、記載された期日以後に改めて公文書の開示を請求してください。

公文書部分開示決定通知書

地コ第104号の1

令和6年7月16日

永野 元康 様

（実施機関） 桑名市長 伊藤 徳宇



令和6年7月2日付けで請求のありました公文書の開示については、桑名市情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり部分開示することと決定しましたので通知します。

公文書 の内容	開示請求者が 請求した内容	過去20年間に桑名市が処分した土地、建物の売却先 地域コミュニティ課 所属分
	実施機関が 特定した公 文書の内容	契約書（写）
開示しない部分		個人の名前・住所・印影、法人の印影
上記部分を開示 しない理由		桑名市情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当するため
開示しない理由がなく なる期日及びその部分		
開示を実施する日時		令和6年7月17日（水）以降の9時から17時まで（土日祝日を除く）
開示を実施する場所		桑名市役所2階 情報公開室
事務担当		市民環境部 地域コミュニティ局 地域コミュニティ課 〔電話番号 0594-24-1204〕
備考		

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桑名市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- 注 1 公文書の開示を受けるときは、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合は、その旨を連絡してください。
- 3 この決定に対し第三者から不服申立があったときは、この開示が停止される場合がありますのでご了承ください。
- 4 「開示しない理由がなくなる期日及びその部分」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。公文書の開示を希望する場合には、記載された期日以後に改めて公文書の開示を請求してください。

様式第3号（第3条関係）

公文書部分開示決定通知書

商 第46号の1

令和6年7月16日

永野 元康 様

（実施機関）

桑名市長 伊藤 徳宇



令和6年7月2日付けで請求のありました公文書の開示については、桑名市情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり部分開示することと決定しましたので通知します。

公文書 の内容	開示請求者が 請求した内容	過去20年間に桑名市が処分した土地、建物の売却先 商工課所属分
	実施機関が 特定した公文書の内容	借地権付建物売買契約書、市有財産売買仮契約書
開示しない部分		印影
上記部分を開示 しない理由		法人情報
開示しない理由がなく なる期日及びその部分		
開示を実施する日時		令和6年7月16日（火）午後4時以降
開示を実施する場所		桑名市役所2階 情報公開室
事務担当		産業振興部 商工課〔電話番号0594-24-1199〕
備考		

（教示）この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、桑名市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桑名市（訴訟において桑名市を代表する者は桑名市長となります。）を被告として提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、取消しの訴えを提起することができなくなります。）

- 注 1 公文書の開示を受けるときは、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合は、その旨を連絡してください。
- 3 この決定に対し第三者から不服申立があったときは、この開示が停止される場合がありますのでご了承ください。
- 4 「開示しない理由がなくなる期日及びその部分」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。公文書の開示を希望する場合には、記載された期日以後に改めて公文書の開示を請求してください。

公文書部分開示決定通知書

土 第 525 号の1
令和6年7月11日

永野 元康 様

桑名市長 伊 藤 徳一 様

令和6年7月2日 付けで請求のありました公文書の開示については、桑名市情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり部分開示することと決定しましたので通知します。

公文書 の内容	開示請求者 が請求した 内容	過去20年間に桑名市が処分した土地、建物の売却先 土木課所属分
	実施機関が 特定した公 文書の内容	過去20年間に桑名市が処分した土地、建物の売却先 土木課所属分
開示しない部分		個人名・住所・印影、法人名・住所・印影（代表者） ※売却先が官公庁の場合、官公庁名等開示 ※議決案件の場合、売却先名称・住所等開示
上記部分を開示しない理由		（個人）桑名市情報公開条例第7条第2号 （法人）桑名市情報公開条例第7条第3号
開示しない理由がなく なる期日及びその部分		
開示を実施する日時		令和6年7月16日（火） 午前9時以降
開示を実施する場所		桑名市役所2階 情報公開室
事務担当		社会基盤整備部 土木課 企画調整係 （電話番号 0594-24-1262 ）
備考		

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、桑名市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桑名市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- 注 1 公文書の開示を受けるときは、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合は、その旨を連絡してください。
- 3 この決定に対し第三者から不服申立があったときは、この開示が停止される場合がありますのでご了承ください。
- 4 「開示しない理由がなくする期日及びその部分」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。公文書の開示を希望する場合には、記載された期日以後に改めて公文書の開示を請求してください。

公文書部分開示決定通知書

土管第 746 号
令和 6 年 7 月 12 日

永野 元康 様

桑名市長 伊 藤 徳 市



令和6年7月2日 付けで請求のありました公文書の開示については、桑名市情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり部分開示することと決定しましたので通知します。

公文書 の内容	開示請求者が請求した内容	過去20年間に桑名市が処分した土地、建物の売却先 土木管理課用地管理室 桑名市長島町押付字小六532番40
	実施機関が特定した公文書の内容	交換契約書（写）
開示しない部分		氏名、住所、印影
上記部分を開示しない理由		桑名市情報公開条例7条第2号（個人情報） 開示されることで個人の権利利益を害するおそれがあるため。
開示しない理由がなくなる期日及びその部分		
開示を実施する日時		令和6年7月16日（火） 午前9時以降
開示を実施する場所		桑名市役所 2 階 情報公開室
事務担当		社会基盤整備部 土木管理課 用地監理室 （電話番号 0594-24-1225 ）
備考		

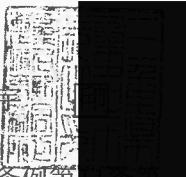
- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、桑名市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桑名市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 注 1 公文書の開示を受けるときは、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合は、その旨を連絡してください。
- 3 この決定に対し第三者から不服申立があったときは、この開示が停止される場合がありますのでご了承ください。
- 4 「開示しない理由がなくなる期日及びその部分」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。公文書の開示を希望する場合には、記載された期日以後に改めて公文書の開示を請求してください。

公文書部分開示決定通知書

駅第 109 号
令和6年7月12日

永野 元康 様

(実施機関)
桑名市長 伊藤 徳宇



令和6年7月2日付けで請求のありました公文書の開示については、桑名市情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり部分開示することと決定しましたので通知します。

公文書 の内容	開示請求者が 請求した内容	過去20年間に桑名市が処分した土地、建物の売却先 桑名駅周辺整備事務所所属
	実施機関が 特定した公 文書の内容	市有財産売買契約書
開示しない部分		個人名・住所・印影
上記部分を開示 しない理由		桑名市情報公開条例第7条第2号
開示しない理由がなく なる期日及びその部分		
開示を実施する日時		令和6年7月16日（火） 午前・ 午後 3時
開示を実施する場所		
事務担当		都市創造部 桑名駅周辺整備事務所 〔電話番号 0594-41-4155〕
備考		

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、桑名市長 伊藤徳宇に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桑名市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

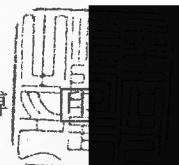
- 注 1 公文書の開示を受けるときは、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合は、その旨を連絡してください。
- 3 この決定に対し第三者から不服申立があったときは、この開示が停止される場合がありますのでご了承ください。
- 4 「開示しない理由がなくなる期日及びその部分」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。公文書の開示を希望する場合には、記載された期日以後に改めて公文書の開示を請求してください。

様式第3号（第3条関係）

公文書部分開示決定通知書

消総第 155 号
令和6年7月11日

永野 元康 様

桑名市消防本部
消防長 井上 智博

令和6年7月2日付けで請求のありました公文書の開示については、桑名市情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり部分開示することと決定しましたので通知します。

公文書 の内容	開示請求者が 請求した内容	過去20年間に桑名市が処分した土地・建物の売却先
	実施機関が 特定した公文書の内容	土地・建物の売買契約の写し
開示しない部分		個人名・住所・印影
上記部分を 開示しない理由		桑名市情報公開条例第7条第2号
開示しない理由がなく なる期日及びその部分		
開示を実施する日時		令和6年7月12日（金）午前・午後 9時
開示を実施する場所		情報公開室
事務担当		消防本部 総務課 小川剛広 〔電話番号 0594-24-5273〕
備考		

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桑名市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- 注 1 公文書の開示を受けるときは、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合は、その旨を連絡してください。
- 3 この決定に対し第三者から不服申立があったときは、この開示が停止される場合がありますのでご了承ください。
- 4 「開示しない理由がなくなる期日及びその部分」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。公文書の開示を希望する場合には、記載された期日以後に改めて公文書の開示を請求してください。

公文書部分開示決定通知書

水企 第76号の1
令和6年7月12日

永野 元康 様

(実施機関)

桑名市長 伊藤 徳



令和6年7月2日付けで請求のありました公文書の開示については、桑名市情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり部分開示することと決定しましたので通知します。

公文書 の内容	開示請求者が 請求した内容	過去20年間に桑名市が処分した土地、建物の売却先 企画総務課所属
	実施機関が 特定した公文書の内容	契約書（写）
開示しない部分		個人名・住所・印影、法人名・住所・印影（代表者）
上記部分を開示 しない理由		桑名市情報公開条例第7条第2号、桑名市情報公開条例第7条3号
開示しない理由がなく なる期日及びその部分		
開示を実施する日時		令和6年 7月 12日（金） 午後 3時以降
開示を実施する場所		情報公開室
事務担当		上下水道部 企画総務課 〔電話番号 0594-49-2057〕
備考		

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、桑名市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桑名市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- 注 1 公文書の開示を受けるときは、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合は、その旨を連絡してください。
- 3 この決定に対し第三者から不服申立があったときは、この開示が停止される場合がありますのでご了承ください。
- 4 「開示しない理由がなくなる期日及びその部分」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。公文書の開示を希望する場合には、記載された期日以後に改めて公文書の開示を請求してください。

様式第3号（第3条関係）

公文書部分開示決定通知書

都第 278 号の1
令和6年7月11日

永野 元康 様

桑名市長 伊 藤 徳 守



令和6年7月2日付けで請求のありました公文書の開示については、桑名市情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり部分開示することと決定しましたので通知します。

公文書 の内容	開示請求者 が請求した 内容	過去20年間に桑名市が処分した土地、建物の売却先 都市計画課所属
	実施機関が 特定した公 文書の内容	末広駐車場（桑名市末広町36番）の土地及び建物に係る市有財産売買仮契 約書
開示しない部分		買主（法人）の印影
上記部分を開示しな い理由		桑名市情報公開条例第7条第3号の法人に関する情報であり、 法人の利益を損なう情報となるため。
開示しない理由がなく なる期日及びその部分		
開示を実施する日時		令和6年7月12日（金） 午前9時以降
開示を実施する場所		桑名市役所 2階 情報公開室
事務担当		都市創造部 都市計画課 都市計画景観係 （電話番号 0594-24-1223 ）
備考		

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、桑名市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桑名市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- 注 1 公文書の開示を受けるときは、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合は、その旨を連絡してください。
- 3 この決定に対し第三者から不服申立があったときは、この開示が停止される場合がありますのでご了承ください。
- 4 「開示しない理由がなくなる期日及びその部分」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。公文書の開示を希望する場合には、記載された期日以後に改めて公文書の開示を請求してください。

支 払 伝 票

会 派 名 又 は 議 員 名	無会派 永野 元康	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 6 年度	支払番号	8
支 払 項 目	研修費		
検 収 年 月 日	令和6年7月30日		
支 払 年 月 日	令和6年7月30日		
支 払 金 額	18,020 円		
支 払 先	全国市町村国際文化研修所		
使 途 内 容	JIAM研修(市町村長等・議会議員特別セミナー) 18,020 円		
備 考	・参加費 7,960円 (振込手数料含む) ・交通費 10,060円		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費 ☐ 資料購入費	☒ 研修費 ☐ 人件費	☐ 会議費 ☐ 事務費	☐ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情費	☐ 資料作成費

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 大 津

お問い合わせは、西日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-924-863
上記番号をご利用にならないお客さまは
06-6876-9031 (通話料有料)

24年 7月29日 11時13分

車種 普通

通行料金 ￥2,650-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

—入口料金所— 湾岸桑名
西日本高速道路株式会社
大阪府大阪市北区堂島1-6-20
登録番号: T3120001112341
取扱番号203-00551001-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 湾岸桑名

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用にならないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

24年 7月30日 15時10分

車種 普通

通行料金 ￥2,650-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

—入口料金所— 大津
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
登録番号: T4180001056169
取扱番号203-00391330-00

5,300 円 (内、政務活動費充当額)

領 収 書 等 添付合計金額	5,300 円 (内、政務活動費充当額)
-------------------	----------------------

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費	☒ 研修費	☐ 会議費	☐ 広報・広聴費	☐ 資料作成費
	☐ 資料購入費	☐ 人件費	☐ 事務費	☐ 要請・陳情費	

三十三銀行キャッシュサービスご利用明細票						
毎度ご利用いただきありがとうございます。						
取引年月日	取扱店	機番	銀行番号	支店番号	科目・口座番号	お取引
060722	0360	208				お振込み
受付通番	万円	五千円	二千円	千円	500円	100円
2948	001					50円
						10円
						5円
						1円
						お取引金額
						¥7,300
時刻	通番	手数料	釣銭			お取引後残高
14:09	004358	¥660	¥2,040			

「お取引後残高」頭部にマイナス「-」がついているときは、お取引口座の借入残高を表わしています。

ご案内
 滋賀銀行 唐崎支店
 普通 口座番号 [REDACTED]
 サイセツコクシヨウソクケンシユウサ「イタン」様へ
 ナカノ モトヤス クワナシキ「カイ」様から
 電話番号090-3307-8201
 振込通番000071

領収書等 添付合計金額	7960 円 (内、政務活動費充当額 7960 円)
----------------	----------------------------

活動実績旅費明細書

令和 6年 7月 30日

会 派 名 又は議員名	無会派						会派代表者 又は議員印				
参 加 者 氏 名	永野 元康						支 払 項 目	研修費			
							支 払 番 号	8			
場 所 (調 査 先)	全国市町村国際文化研修所						会 計 帳 簿 記 入				
年 月 日	2024/7/29~30						計 算 確 認 印				
概 算 額				精 算 額				差 引 額			
0 円				10,060 円				10,060 円			
月 日	乗車駅名	時刻	路 線 ・ 列 車 名	降車駅名	時刻	キロ数	ガソリン代	高速料金	日 当	宿 泊	
7 29	桑名市役 所		自家用車	全国市町村国際 文 化 研 修 所		104.0	2392.0	2,650			
7 30	全国市町村国際 文 化 研 修 所		自家用車	桑名市役 所		104.0	2392.0	2,650			
概 算 額				0		0	0	0	0	0	
精 算 額				10,084		4,784	5,300	0	0	0	
過不足の理由											
備 考		※自家用車にて移動したが、認められる交通手段(公共交通機関)相当分10,060円についてのみ、充当する。 ※車賃としては、1kmにつき23円支給する。									

■認められる交通手段

・往路



・復路



認められる交通手段による交通費

$$5,030 + 5,030 = 10,060 \text{ 円}$$

■実際の交通手段

自家用車利用



桑名市役所⇒ 全国市町村国際文化研修所(104 k m)

自家用車による車賃の計算

$$104 \text{ km} \times 23 \text{ 円} \times 2(\text{往復}) = 4,784 \text{ 円}$$

高速料金

$$2,650 \text{ 円} \times 2(\text{往復}) = 5,300 \text{ 円}$$

$$\text{合計} \quad 10,084 \text{ 円}$$

令和6年度

第2回

市町村長等・議会議員特別セミナー

日々めまぐるしく変わりゆく国内外の情勢の中で、様々な行政課題について学び、施策を提案・実施していくことが求められています。

今回のセミナーでは、「地方行財政」というテーマのもと、各分野でご活躍の先生方からご講演をいただき、改めて現代社会を捉え直すとともに、今後のわがまちの未来や地方行政に求められる役割について多角的に考えていただきます。

多くの皆さまのご参加をお待ちしております。

開催要領

日程

令和6年7月29日(月)～7月30日(火)(2日間)

場所

全国市町村国際文化研修所 JR京都駅より湖西線約15分 唐崎駅下車徒歩約3分

対象

市町村長・副市町村長及び部長級職員、市区町村議会議員

2日間全日程をご受講いただける方を対象とします。途中退所や一時帰庁はできませんのでご注意ください。

募集人数

来所による受講

170人

※途中退所や一時帰庁はできませんのでご注意ください。

オンラインによる受講

50人

※オンラインについては、ビデオ会議システムZoomを使用します。
機材(1人1台)やインターネット接続のための環境が必要です。詳しくはZoom公式サイトをご参照ください。

「来所による受講」、「オンラインによる受講」とともに、募集人数を大幅に上回るお申込をいただいた場合は、先着順とさせていただきます。そのため、申込期限前に締め切らせていただく場合があります。その場合は、JIAMホームページのトップページ「受講者募集中の研修」でお知らせいたしますので、適宜ご確認ください。

宿泊

研修所宿泊棟(宿泊型研修) ※外泊はできません。

経費

来所受講: 7,300円 左記金額は、研修、宿泊、食事(朝食1回、昼食1回、夕食1回)、資料等にかかる費用です。
なお、事前準備・事前学習及び最終日の昼食にかかる費用は含まれておりません。

オンライン受講: 2,000円

申込期限

令和6年6月10日(月)まで

※先着順のため、申込期限前に締め切らせていただく場合がございます。

申込方法

◎JIAMホームページ内「研修Web申込みフォーム」からお申込みください。

◎議員の方は、議会事務局を通じて、お申込みください。

◎来所による受講とオンラインによる受講を選択できますので、どちらか一つのみお申込みください。

受講決定

受講の可否については、開講日の約1か月前を目途に通知をお送りします。
経費納入方法等の手続きについては、受講決定通知書によりお知らせします。

5/20
申込

問い合わせ先

公益財団法人 全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研修所(JIAM) 教務部

〒520-0106 滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号 TEL.077-578-5932

[e-mail] kenshu@jiam.jp [ホームページ] https://www.jiam.jp

令和6年

7月

29日(月)

11:00~

入寮受付・昼食

13:00~

開講式・日程説明

13:15~14:45

講義 曖昧な弱者とその敵意～社会分断の新たな構造～
成蹊大学文学部現代社会学科 教授 伊藤 昌亮 氏

15:05~16:35

講義 ともにいきる
未来につなぐ みんなでつくる「健康しが2.0」
滋賀県知事 三日月 大造 氏

17:30~

交流会 夕食を兼ねて、ともに学ぶ受講者同士の親睦(情報交換・交流)を深めます。

9:00~10:30

講義 「労働供給制約社会」への処方箋

リクルートワークス研究所 主任研究員 古屋 星斗 氏

10:50~12:20

講義 こどもたちの生きる力を育む～「COLOMAGAプロジェクト」の活動の軌跡～
COLOMAGAプロジェクト本部事務局長／伊豆市版KURURA事務局 高橋 いづみ 氏

12:20~12:30

閉講、事務連絡

令和6年

7月

30日(火)

講師紹介

成蹊大学文学部現代社会学科 教授 **伊藤 昌亮**(いとう まさあき)氏

1961年生まれ。東京外国語大学外国語学部卒業、東京大学大学院学際情報学府博士課程修了。日本IBM、ソフトバンク株式会社勤務、愛知淑徳大学現代社会学部准教授、フリードリヒ・アレクサンダー大学日本学講座客員研究員などを経て、2015年より現職。専門はデジタルメディア論、とりわけソーシャルメディアと社会運動、集合行動との関わりを研究している。著書に『炎上社会を考える』(中央公論新社)、『ネット右派の歴史社会学』(青弓社)、『デモのメディア論』(筑摩書房)、『フラッシュモブズ』(NTT出版)、近著論文に「弱者男性論」の形成と変容(『現代思想2022年12月号』青土社)など。

滋賀県知事 **三日月 大造**(みかづき たいぞう)氏

1971年生まれ。滋賀県出身。一橋大学経済学部卒業後、西日本旅客鉄道株式会社(JR西日本)に入社。広島支社にて駅員、電車運転士や営業スタッフなどに従事。1999年11月西日本旅客鉄道労働組合(JR西労組(JR連合))中央本部青年女性委員長に就任。2002年4月(勅松下政経塾入塾(第23期生)。2003年11月に衆議院議員(民主党)に初当選。以降4期連続で衆議院議員を務め、観光・住宅・国土・交通等をテーマとした立法に関わるとともに、2009年9月民主党政権下において国土交通大臣政務官、国土交通副大臣などを歴任。2014年7月、滋賀県知事に就任。現在3期目。“琵琶湖とくらしを守る。三方よしで笑顔を広げる。豊かな未来をともにつくる”を滋賀県職員の志(パーパス)に掲げ、「いのち」を大切に、誰もが自分らしく、お互いを慈しみ、支え合う「健康しが」づくりに取り組んでいる。特に、子ども・教育(次世代)、ひとづくり、持続可能な農業・農村、産業立地とイノベーションの推進に力を入れるほか、2024年度にはローカル線「近江鉄道」の維持存続に向け、沿線市町と一体となって公有民営方式を実現、さらに地域公共交通を充実させるため、交通税を含めた財源づくりの議論を進めている。

リクルートワークス研究所 主任研究員 **古屋 星斗**(ふるや しょうと)氏

2011年一橋大学大学院社会学研究科総合社会科学専攻修了。同年、経済産業省に入省。産業人材政策、投資ファンド創設、福島復興・避難者の生活支援、政府成長戦略策定に携わる。2017年より現職。労働市場について分析するとともに、若年人材研究を専門とし、次世代社会のキャリア形成を研究する。一般社団法人スクール・トゥ・ワーク代表理事。法政大学キャリアデザイン学部兼任教員。著書に『ゆるい職場―若者の不安の知られざる理由』(中央公論新社)、『働き手不足1100万人』の衝撃(プレジデント社)ほか。

COLOMAGAプロジェクト本部事務局長／伊豆市版KURURA事務局 **高橋 いづみ**(たかはし いづみ)氏

《COLOMAGAプロジェクト》 地元のこどもたちが自分たちの住むまちを取材して、プロクリエイターの指導を受けながら文章を書き、イラストを描き、写真を撮り、プロのデザイナーが誌面をデザインして地域情報誌(ローカルマガジン)を作る活動。参加したこどもたちの創造力とシビックプライドを育む。2012年にクリエイターの浅井由剛氏を発起人として、静岡県伊豆市でスタートした。現在は、東京都・静岡県・山梨県・長野県・大阪府等、準備中を含め1都2府17地域に拡がり「COLOMAGAプロジェクト本部」(非営利団体)と連携を取りながら各地でプロジェクトチームが活動を進めている。

《高橋 いづみ氏》 東京都荒川区出身、関東の各地で暮らしたのち、1997年に伊豆に移住。沼津市や伊豆の国市を経て、現在は伊豆市在住。特定非営利活動法人NPOサプライズに所属したことがきっかけで、COLOMAGAプロジェクト発祥となる「KURURA」の制作活動に携わり、子どもたちとともに毎年作り続けた「KURURA」は、2024年にはvol.12を数える。現在は「COLOMAGAプロジェクト本部」事務局長を務めるほか、ふじのくにしずおか観光振興アドバイザーなども務めている。

全国研第 290号
令和6年6月17日

三重県 桑名市議会議長様

公益財団法人全国市町村研修財団
全国市町村国際文化研修所
学長 荻澤 滋
滋賀県大津市唐崎二丁目1-3番地
登録番号 T6040005002305



研修受講決定兼請求書

先にお申込みいただきました貴所属議員の研修受講について、次のとおり決定しましたので、お知らせいたします。
つきましては、以下の事項にご留意のうえ、所要の事務手続等についてよろしく願います。

氏名	永野 元康
コース名	令和6年度第2回市町村長等・議会議員特別セミナー（来所による受講）
研修期間	令和6年7月29日（月）～ 7月30日（火）

1 研修受講に要する経費の納入について
下記金額を、指定期間内に指定口座に振り込んでください。

- (1) 納入金額：7,300円
＜内訳＞ 研修費（@1,300）（課税10%分） 2,600円
食費（課税10%分） 2,400円
研修生活動費（課税10%分） 2,300円
- (2) 税区分による内訳：（課税10%分） 7,300円（内税 663円）
- (3) 指定期間： 令和6年7月18日（木）～ 7月24日（水）
- (4) 指定口座： 滋賀銀行 唐崎支店 普通No. [REDACTED]
みずほ銀行 大津支店 普通No. [REDACTED]
名義人：ザイ センコクシヨウリョクシユウ イタン
センコクシヨウリョクシユウ イタン
（公財）全国市町村研修財団
全国市町村国際文化研修所

- 注1) 振込依頼書の「ご依頼人氏名欄」は、必ず団体名を記入してください。
注2) 貴団体からの振込通知書の送付は不要です。
注3) 振込手数料は、貴団体で負担願います。

令和6年度「第2回市町村長等・議会議員特別セミナー」時間割

(敬称略)

月日	曜日	1時限 (9:25-10:35)	2時限 (10:50-12:00)	3時限 (13:00-14:10)	4時限 (14:25-15:35)	5時限 (15:50-17:00)	課外 (17:00-)
7/29	月	11:00- 受付 13:00- 開講式 日程説明	【講義】 (10:50-12:20) こどもたちの生きる力を育む～ 「COLOMAGAプロジェクト」の活 動の軌跡～ COLOMAGAプロジェクト本部事務局長 ／伊豆市版KURURA事務局 高橋 いづみ 【講堂】	【講義】 (13:15-14:45) 曖昧な弱者とその敵意 ～社会分断の新たな構造～ 成蹊大学文学部現代社会学科 教授 伊藤 昌亮 【講堂】	【講義】 (15:05-16:35) ともにいきる 未来につなぐ みんなでつく る「健康しが2.0」 滋賀県知事 三日月 大造 【講堂】	16:45- 入寮オリエンテーション	
7/30	火	【講義】 (9:00-10:30) 「労働供給制約社会」 への処方箋 リクルートワークス研究所 主任研究員 古屋 星斗 【講堂】	【講義】 (10:50-12:20) こどもたちの生きる力を育む～ 「COLOMAGAプロジェクト」の活 動の軌跡～ COLOMAGAプロジェクト本部事務局長 ／伊豆市版KURURA事務局 高橋 いづみ 【講堂】	12:20-12:30 閉講・事務連絡			

◎日程は、都合により変更になる場合があります。

(令和6年7月17日現在)

名札の色：白色、研修担当

調査研究・研修活動実績報告書

2024年8月12日

会派名：無会派

議員名：永野元康

会議名：令和6年度 第2回市町村等・議会議員特別セミナー

期間：2024年7月29日（月）～30日（火）

場所：全国市町村国際文化研修所（滋賀県大津市）

研修の目的：市町村議会議員は日々めまぐるしく変わりゆく国内外の情勢の中で、様々な行政課題について学び、施策を提案・実施していくことが求められている。本セミナーでは、「地方行政」というテーマのもと、各分野でご活躍の先生方からの講演で、改めて現代社会・地域社会を捉え直すとともに、今後の我がまちの未来や地方行政に求められる役割について多角的に考える。

講義：◎成蹊大学文学部 教授 伊藤 昌亮氏

テーマ 曖昧な弱者とその敵意 ～社会分断の新たな構造～

- ・諸政策の綻びから生まれたモンスター

日本型福祉社会・日本型差別構造・ネオリベラル化への対応・脱工業化への対応

- ・2種類の弱者への対応：二正面作戦が必要

「曖昧な弱者」には対応すべきだが、「明白な弱者」への対応をおろそかにしてはならない

- ・リベラルなアジェンダのバランス

反安保：50年パラダイム・反差別：70年パラダイム・反排除：ゼロ年代パラダイム

- ・社主義的な包摂志向とネオリベラルな改革志向との共存は可能か？

欧の社会的包摂政策：積極的労働市場政策・ワークフェア⇒長期失業者に社会参入を促す

中心部における排除⇒情報社会や知識社会へのより建設的な参入を促す

◎滋賀県知事 三日月 大造氏

テーマ ともに生きる ～未来につなぐ みんなでつくる「健康しが2.0」

- ・基本姿勢「対話、共感、共創」「徹底した現場主義」⇒短期移住：「北部の日」「北の近江」現場訪問

- ・歴史：近江商人「三方よし」の精神⇒故郷湖国を大事にしながら広域へ（伊藤忠商事、ヤンマー、高島屋、丸紅、西武グループ）

- ・より良き自治の追求：みんなでつくる「未来へと幸せが続く滋賀」

① 「子ども・子ども・子ども」と「ひとづくり」：子どもの医療費助成の拡充、（仮称）滋賀県子ども基本条例、子ども県議会、こどもとしょかん、こどもBASE（「こども」＋「おとな」）

② 「ひとの居場所」と「公園」：コロナを経て、滋賀が多く有する公園の価値・魅力を再認識

③ 琵琶湖とわたしたちの暮らし：琵琶湖を囲んで、琵琶湖とともに生きてきた暮らし

④ 気候変動と生物多様性：しがCO2 ネットゼロ、生物多様性しが戦略

⑤ まちづくりと地域交通：「近江鉄道線の再生」

⑥ 文化スポーツとレガシー：滋賀ならではの歴史と文化、わたしが輝く国スポ・障スポ、彦根城を世界遺産登録へ

⑦ 大阪・関西万博と水のつながり

⑧ 県北部地域の振興：北の近江振興プロジェクト

さいごに：ひとりひとりを大切に、多様性、包摂性、寛容性のある社会へ

◎リクルートワークス研究所 主任研究員 (一社) スクールトゥーワーク

代表理事 古屋 星斗

テーマ：「労働供給制約社会」への処方箋 ～働き手不足 1100 万人は引き起こす危機と希望

日本が全く新しい社会に突入しつつあること、そしてその社会を持続可能にするための打ち手
新卒採用の充足率は 74.7% で、過去 11 年で最低値、中小企業では 60% まで低下。

※どのような策が必要か？

①徹底的な機械化・自動化、②まったなしのムダ改革、③シニア小さな活動、④ワーキッシュアクトという
選択肢

○これまで大事だったもの：GDP、お客様、雇用を守ること、失業率

↓

今後大事になるもの：1 時間あたり GDP、働き手、雇用の質を上げること、所得停滞率

○企業の悩み：育てるほど辞める、つまり、育成⇔定着の矛盾

最後に

- ① 単なる人手不足ではない
- ② 「労働供給制約社会」がやってくる。人手は今後年々足りなくなっていく
- ③ 座して待てば生活維持サービスが破綻し、悪循環になる
- ④ 労働需要を減らし、労働供給を増やすための打ち手
- ⑤ 「令和の転換点」で迫る、日本の最初のチャンス

◎COLOMAGA プロジェクト本部事務局長/

伊豆市版 KURARA 事務局長 高橋 いずみ氏

テーマ：こどもたちの生きる力を育む ～「COLOMAGA プロジェクト」の活動の軌跡～

○今の人材が 5 年後、10 年後の地域の未来を創る

※2011 年伊豆市高校生アンケート⇒高校生の約 6 割が「将来は伊豆市に住みたくない」

COLOMAGA プロジェクト：こどもたちとプロのクリエイターが、自分たちの暮らすまちを取材して、ローカルマガジン（地域情報誌）を一緒に作る 非営利の活動

子どもたちが地域に愛着を抱く⇒持続可能な社会の担い手が育つ

この活動の特色①

インプット（取材）⇒アウトプット（冊子）⇒完成品が一般の人には配布される⇒自己効力感が育つ

この活動の特色②

多世代、多様な主体が関われるポイントがある

この活動の特色③

子どもたちが育つ様々なしかけ

現地取材で様々な仕事、生きいきと働く大人に触れる⇒地域で働くことへの意欲向上

異学校、異年齢の子ども（志向が似ている子）が集まる⇒サードプレイスの創出

人前で何度も話す機会がある⇒自分の想いを表現できる

この活動の特色④

今、そこにあるもの（自然、歴史、文化等）『アタリマエ』があたりまえでないことに気づく

↓

「何もない田舎」の豊かな価値に気づく

↓

この活動が広がれば、10年後、20年後も地域は持続可能に

※ 市町で取り組むには

- ・実行委員を探す
- ・資金繰りの方法を考える
- ・後援、学校とのパイプ役
- ・広報や市民メールで周知する

市の事業にせず民間と連携⇒担当が変わると続かない

↓

数年続けてやっと成果が表れる

【所感】

全国津々浦々からの市町村議員の参加があった。少子高齢化は地方自治体では特に深刻な問題である。労働人口も減少し、単なる人手不足ではなく「労働供給制約社会」がやってくる。子どもたちが地域に愛着を抱かないと持続可能な社会の担い手は育たなくなり、故郷に定住しようとする若者は減少する。令和になり、日本は国も地方も大きな転換点にきている。

三日月滋賀県知事の講演では、基本姿勢として「対話、共感、共創」「徹底した現場主義」を貫き、県庁は県南部にあるため、北近江「北部の日」と決めて県北部に知事自ら短期移住している。どれだけ施策が優れていても県民に共感されなければ、単なる絵にかいた餅である。三日月知事の滋賀の歴史と文化、琵琶湖を中心とした自然等、滋賀の良さを知り、体験する取り組みは、確実に滋賀で育つ子供たちに地域の良さが伝わっているのではないだろうか。

持続可能な地域にするためには、そこに住む大人が地域の歴史・文化・自然等を大切にすることによって、地域に住む子どもたちの自己効力感が育つのであろう。そのような意味においても、伊豆市の COLOMAGA プロジェクトは伊豆市の持つ良さを、子どもたちが写真や文章等で表現する取り組みは良かった。

支 払 伝 票

会 派 名 又 は 議 員 名	無会派 永野 元康	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 6 年度	支払番号	9
支 払 項 目	資料作成費		
検 収 年 月 日	令和6年7月31日		
支 払 年 月 日	令和6年7月31日		
支 払 金 額	1,030 円		
支 払 先	桑名市役所		
使 途 内 容	情報公開請求 1,030 円		
備 考			

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費 ☐ 資料購入費	☐ 研修費 ☐ 人件費	☐ 会議費 ☐ 事務費	☐ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情費	☒ 資料作成費
桑名市役所 桑名市中央町二丁目37 電話：0594-24-1756 FAX：0594-24-1736 毎度ありがとうございます 2024年07月31日 15:02 0003 部門01 ¥1,030 合 計 ¥1,030 お 預 り ¥1,050 お 釣 ¥20					
領 収 書 等 添付合計金額	1,030 円 （内、政務活動費充当額 1,030 円）				

公文書部分開示決定通知書

グ第64号の2
令和6年7月24日

永野 元康 様

(実施機関)

桑名市長 伊藤 徳宇 印



令和6年7月2日付けで請求のありました公文書の開示については、桑名市情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり部分開示することと決定しましたので通知します。

公文書の内容	開示請求者が請求した内容	過去20年間に桑名市が処分した土地、建物の売却先 グリーン資産創造課所属分（備考 別紙1～33参照）
	実施機関が特定した公文書の内容	契約書（写）
開示しない部分		個人名・住所・印影、個人の権利利益を害するおそれがあるもの 法人名・住所・印影（代表者）
上記部分を開示しない理由		（個人）桑名市情報公開条例第7条第2号 （法人）桑名市情報公開条例第7条第3号
開示しない理由がなく なる期日及びその部分		
開示を実施する日時		令和6年7月24日（水） 午後 1 時
開示を実施する場所		桑名市役所2階情報公開窓口
事務担当		グリーン資産創造課 〔電話番号 24-1217 内線（217）〕
備考		

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、桑名市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桑名市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- 注 1 公文書の開示を受けるときは、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合は、その旨を連絡してください。
- 3 この決定に対し第三者から不服申立があったときは、この開示が停止される場合がありますのでご了承ください。
- 4 「開示しない理由がなくなる期日及びその部分」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。公文書の開示を希望する場合には、記載された期日以後に改めて公文書の開示を請求してください。

支 払 伝 票

会 派 名 又 は 議 員 名	無会派 永野 元康	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 6 年度	支払番号	10
支 払 項 目	研修費		
検 収 年 月 日	令和6年10月18日		
支 払 年 月 日	令和6年10月18日		
支 払 金 額	42,766 円		
支 払 先	JR他		
使 途 内 容	全国都市問題会議 42,766 円		
備 考	・交通費 18,330円 ・宿泊費(朝食代含む) 9,400円 ・夕食代 2,000円 ・都市問題会議参加費 13,000円 ・振込手数料 36円 ※振込手数料は会派別に按分		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号	
支出科目	☐ 調査研究費 ☒ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 要請・陳情費
領収書 No 49 窓口 No 101 駅 No 51308070 領収書 永野元康 様 金額 ￥14,930円 「消費税等込み・10%」 但し、乗車券類として 上記金額確かに領収致しました 2024年10月 9日 東海旅客鉄道株式会社 登録番号: T3180001031569 ご利用いただきましてありがとうございます 印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済 桑名駅 現金出納社員 領収書 Receipt 領収年月日 2024.10.18 登録番号: T1120001059675 金額 ￥3,400 (消費税等込み) 税 10% 上記金額確かに領収いたしました 購入商品 JR乗車券類 (40186 1枚) 西日本旅客鉄道株式会社 姫路駅N11発行 50187-02 印紙税申告納 付につき大淀 税務署承認済	
領収書等 添付合計金額	18,330 円 (内、政務活動費充当額 18,330 円)

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費	☒ 研修費	☐ 会議費	☐ 広報・広聴費	☐ 資料作成費
	☐ 資料購入費	☐ 人件費	☐ 事務費	☐ 要請・陳情費	

振込金受取書(兼手数料受取書)

2024年 9月 13日

現金用

お振込先 41312 農協 信金 信組 信連 銀行 十四号支店(所)	金額 十億 百万 千 百 十 円 ¥ 5,079,500
お受取人 お名前 フリガナ 株式会社 JT B 様 お住所 フリガナ 三重県桑名市議会 様 お電話番号 511-5111 0594) 24-1365 お振込先 三重県桑名市十中町2丁目37番地	現金類 未決済小切手 枚 貯金振替 起算日・指定日 月 日 手数料徴収区分 1:即納 2:後納 9:不要 手数料(税込) ¥ 770 消費税額(10%) ¥ 70

○お振込金額のうち決済未確認の小切手は、上記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

取扱店

三重北農業協同組合桑名支店

登録番号 T 9190005008904

JAバンク

帳票番号ZJS-KW0111 4/5 2023.05 F

※ 原本は会派系の収支報告書に不付
参加費 13,000円
振込手数料 36円 (500円÷21人×1人)
宿泊費(朝食代金) 9,400円

領収書等
添付合計金額

507,950 円 (内、政務活動費充当額 2,436 円)

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

開 催 要 領

1. 主催者

【主催】 全国市長会、(公財)後藤・安田記念東京都市研究所、(公財)日本都市センター、姫路市

【協賛】 (公財)全国市長会館

2. 開催日時・会議の内容(日程 4ページ、講師略歴 5、6ページ)

【第1日】 令和6年10月17日(木) 9:30 開会 (受付開始 8:30)
基調講演、主報告、一般報告

【第2日】 令和6年10月18日(金) 9:30 開会 (開 場 8:30)
パネルディスカッション、行政視察(希望者のみ・有料)

3. 開催場所(会場アクセス 7ページ)

アクリエひめじ(姫路市文化コンベンションセンター)

〒670-0836 兵庫県姫路市神屋町143-2 TEL:079-263-8082

4. 議題(議題解説 8ページ)

「健康づくりとまちづくり ～市民の一生に寄り添う都市政策～」

5. 会議参加費

1名につき 13,000円

※ 1日目の昼食弁当代、会議配布資料代等を含みます。

※ 会議参加費は、事務局に代わり運營業務委託会社である株式会社JTbが代行収受します

※ 10月1日(火)以降に参加を取消された場合は、会議参加費の返金はありません。

※ 悪天候や感染症の影響等により、会議の開催を中止又は開催内容を変更する場合があります。また、その場合も、会議参加費を返金できないことがあります。

※ 会議参加費の領収証は、会議当日にお一人様1枚ずつお渡しします。

6. 会議の参加・宿泊のお申込み(参加申込方法 13 ページ、宿泊のご案内 20 ページ)

下記の期間に WEB 申込みにより受付します。13 ページの申込方法を確認ください。

【申込開始日】 令和6年7月26日(金) 10:00 から

【申込締切日】 令和6年8月 9日(金) 17:00 必着

【結果公開日】 令和6年8月26日(月) 13:00

※ 申込者が定員(2,000名予定)を超えた場合は抽選を行います。
(抽選対象者:市区議会議員(議長及びその随行者は除く)及び議会事務局職員)

※ 随行者についても参加申込みが必要です。

※ 庁内 LAN のセキュリティ等の関係で参加申込専用ページにアクセスできない方に限りメールでの受付を行います。(回答は5営業日以内にメールにて行います)

収入印紙

領収証発行日: 2024/10/28

1 / 3

株式会社JTB姫路支店
〒670-0962
姫路市南駅前町100 パラシオ2 2階
支店長 四宮 幹人

領収証番号: 324396653000148001
登録番号: T8010701012863

領 収 証

成田 久美子 様

下記のとおり領収いたしました。

領収額合計 ￥215,430 (税込)

イベント名	第86回全国都市問題会議
-------	--------------

イベント会期	2024/10/17 ~ 2024/10/18
--------	-------------------------

請求額合計	(税込)	内消費税/税区分	
	￥215,430	￥19,140	-
(10%対象)	￥210,550	￥19,140	-
(8%対象)	￥0	￥0	※1
(対象外)	￥4,880	￥0	※2

入金額	￥215,430
-----	----------

請求残額	￥0
------	----

※1 軽減税率適用

※2 消費税対象外商品

領収証備考

明細は次頁以降をご参照ください。

領 収 明 細

領収証発行日: 2024/10/28

2 / 3

領収額合計 ￥215,430 (税込)

【内訳】

イベント名		第86回全国都市問題会議			
イベント会期		2024/10/17 ~ 2024/10/18			
申込日	ご利用日・内容	本体単価 (税込)	数量	本体合計 (税込)	税区分 内消費税
2024/07/26	旅行代金(宿泊)取消料 成田 久美子 様	¥4,880	-	¥4,880	※2
2024/07/26	2024/10/17 ホテルアルファワン姫路南口／1泊朝食付(シングル(1名1室利用)) 倉田 明子 様	¥12,200	1	¥12,200	10%
2024/07/26	2024/10/17 ホテルアルファワン姫路南口／1泊朝食付(シングル(1名1室利用)) 森下 幸泰 様	¥12,200	1	¥12,200	10%
2024/07/26	2024/10/17 ホテルアルファワン姫路南口／1泊朝食付(シングル(1名1室利用)) 太田 誠 様	¥12,200	1	¥12,200	10%
2024/07/26	2024/10/17 ホテルクラウンヒルズ姫路／1泊朝食付(シングル(1名1室利用)) 水谷 憲治 様	¥10,450	1	¥10,450	10%
2024/07/26	2024/10/17 ホテルクラウンヒルズ姫路／1泊朝食付(シングル(1名1室利用)) 南澤 幸美 様	¥10,450	1	¥10,450	10%
2024/07/26	2024/10/17 ホテルクラウンヒルズ姫路／1泊朝食付(シングル(1名1室利用)) 近藤 浩 様	¥10,450	1	¥10,450	10%
2024/07/26	2024/10/17 ホテルクラウンヒルズ姫路／1泊朝食付(シングル(1名1室利用)) 伊藤 知美 様	¥10,450	1	¥10,450	10%
2024/07/26	2024/10/17 ホテルクラウンヒルズ姫路／1泊朝食付(シングル(1名1室利用)) 藤本 直子 様	¥10,450	1	¥10,450	10%
2024/07/26	2024/10/17 東横INN姫路駅新幹線南口／無料朝食付(シングル(1名1室利用)) 松田 正美 様	¥9,900	1	¥9,900	10%
2024/07/26	2024/10/17 東横INN姫路駅新幹線南口／無料朝食付(シングル(1名1室利用)) 伊藤 真人 様	¥9,900	1	¥9,900	10%
2024/07/26	2024/10/17 東横INN姫路駅新幹線南口／無料朝食付(シングル(1名1室利用)) 愛敬 重之 様	¥9,900	1	¥9,900	10%
2024/07/29	2024/10/17 東横INN姫路駅新幹線北口／無料朝食付(シングル(1名1室利用)) 柴田 理恵 様	¥9,400	1	¥9,400	10%
2024/07/30	2024/10/17 東横INN姫路駅新幹線北口／無料朝食付(シングル(1名1室利用)) 永野 元康 様	¥9,400	1	¥9,400	10%
小計				¥142,230	

※1 軽減税率適用

※2 消費税対象外商品

領 収 明 細

領収証発行日: 2024/10/28

3 / 3

【内訳】

イベント名		第86回全国都市問題会議			
イベント会期		2024/10/17 ~ 2024/10/18			
申込日	ご利用日・内容	本体単価 (税込)	数量	本体合計 (税込)	税区分 内消費税
2024/10/07	2024/10/17 ホテルアルファーワン姫路南口／1泊朝食付(シングル(1名1室利用)) 成田 久美子 様	¥ 12,200	1	¥ 12,200	10%
2024/10/07	2024/10/17 ホテルアルファーワン姫路南口／1泊朝食付(シングル(1名1室利用)) 市野 修平 様	¥ 12,200	1	¥ 12,200	10%
2024/10/07	2024/10/17 ホテルアルファーワン姫路南口／1泊朝食付(シングル(1名1室利用)) 太田 国男 様	¥ 12,200	1	¥ 12,200	10%
2024/10/07	2024/10/17 ホテルアルファーワン姫路南口／1泊朝食付(シングル(1名1室利用)) 服部 喜幸 様	¥ 12,200	1	¥ 12,200	10%
2024/10/07	2024/10/17 ホテルアルファーワン姫路南口／1泊朝食付(シングル(1名1室利用)) 渡辺 仁美 様	¥ 12,200	1	¥ 12,200	10%
2024/10/07	2024/10/17 ホテルアルファーワン姫路南口／1泊朝食付(シングル(1名1室利用)) 富田 薫 様	¥ 12,200	1	¥ 12,200	10%
小計				¥ 73,200	
① 請求額合計				¥ 215,430	¥ 19,140
(10%対象)				¥ 210,550	¥ 19,140
(8%対象 ※1)				¥ 0	¥ 0
(対象外 ※2)				¥ 4,880	¥ 0
② 入金額				¥ 215,430	
③ 請求残額				¥ 0	

※1 軽減税率適用

※2 消費税対象外商品

活動実績旅費明細書

令和 6年 10月 18日

会 派 名 又は議員名		無会派 永野 元康						会派代表者 又は議員印			
参 加 者 氏 名		永野 元康						支 払 項 目		研修費	
								支 払 番 号		10	
場 所 (調 査 先)		アクリエひめじ						会 計 帳 簿 記 入			
年 月 日		2024/10/17-18						計 算 確 認 印			
概 算 額				精 算 額				差 引 額			
0 円				18,330 円 (1人分)				18,330 円 (1人分)			
月 日	乗車駅名	時刻	路 線 ・ 列 車 名	降車駅名	時刻	キロ数	車賃	特急・急行券 座 指 普 通		日 当	宿 泊
10 17	桑 名		JR	名 古 屋			5,500				
	名 古 屋		新幹線	姫 路					3,930		
10 18	姫 路		新幹線	名 古 屋			5,500		3,400		
	名 古 屋		JR	桑 名							
概 算 額				0		0	0	7,330	0	0	
精 算 額				18,330		11,000	0	7,330	0	0	
過不足の理由											
備 考											

2024/10/17(木) 検索日が過去です

06:45発 → 08:49着 総額 9,430円

所要時間 2時間4分 乗換 1回 距離 302.1km CO₂ 6.0kg / 自動車比 78.0% 削減 ①

Myポイント・Myルートに登録

印刷 テキスト Googleカレンダー Yahooカレンダー

経路		乗車位置	運賃	指定席/料金	距離		
	桑名				時刻表 路線図 出口・地図 グルメ		
	06:45-07:16 31分	関 JR 関西本線(東海)(名古屋行)	前後列車	前・後	5,500円	23.8km	
	乗換6分 待ち4分	名古屋	12番線着 16番線発			時刻表 構内図 路線図 出口・地図 クーポン グルメ	
	07:26-08:49 83分	新 新幹線 ひかり533号(N700系) (広島行)	前後列車		↓	指定席 3,930円	278.3km
	姫路	12番線着				構内図 路線図 出口・地図 クーポン グルメ	

2024/10/18(金) 検索日が過去です

15:11発 → 17:22着 総額 8,900円

所要時間 2時間11分 乗換 1回 距離 302.1km CO₂ 6.0kg / 自動車比 78.0% 削減 ①

Myポイント・Myルートに登録

印刷 テキスト Googleカレンダー Yahooカレンダー

経路		乗車位置	運賃	指定席/料金	距離		
	姫路	11番線発	時刻表	構内図	路線図	出口・地図	
				クーポン	グルメ		
	15:11-16:42 91分	 新 新幹線 ひかり514号(N700系) (東京行)	前後列車	6・8・10・12 号車	5,500円	 自由席 3,400円	278.3km
	乗換6分 待ち50分	名古屋	[当駅始発]	15番線着 10番線発	時刻表	構内図	路線図
					クーポン	グルメ	
	16:48-17:22 34分	 JR 関西本線(東海)(亀山行)	前後列車		↓		23.8km
		桑名				路線図	出口・地図
					グルメ		

便利な機能使ってみませんか？乗換案内PREMIUM Amazonで販売中！

違う便を比較検索

条件変更

2024年10月25日

会派名：無会派

議員名：永野元康

会議名：第86回 全国都市問題会議

テーマ：「健康づくりとまちづくり ～市民の一生に寄り添う都市政策～」

期間：2024年10月17日（木）～18日（金）

場所：アクリエひめじ（姫路市文化コンベンションセンター）

研修の目的：今回は「健康づくりとまちづくり ～市民の一生に寄り添う都市政策～」をテーマとし、自治体関係者と学者、研究者が一堂に会し、理論と実際の両面から、都市問題、地方自治について討議する。

◎会議で特に印象に残った3人の市長の発表を記す。

①都市そのものを健康にするまちづくり ～ストレスを軽減し、リフレッシュできるまちへ～

千葉県流山市長 井崎義治氏

日本の人口減少が加速する中、不動産市場での需要減と供給過多によって空き家が急増している。その状態を乗り越えるためには量より質の「緑豊かな良質の住環境・快適な都市環境」の実現が不可欠と考えていた井崎市長は、昭和61（1986）年にWHOが提唱した「健康都市」という考え方は、井崎市長が目指す都市像実現の推進力になると考えた。

その後、流山市では平成19（2007）年1月に健康都市宣言を行い、流山市健康都市プログラムを策定し、健康にかかわる事業を5つの分野（①子育て・長寿社会の充実、②緑の回復、保全と安心、③文化・スポーツの充実、④保険・医療の充実、⑤食育・地産地消の充実）に分け、健康都市施策を多岐にわたり展開している。

流山市は、「都市そのものを健康に」するために、「すべての政策に健康視点を」を基軸とした政策の立案をしている。

②未来型「ゆい」で紡ぐ、健康高原都市、茅野の構築

長野県茅野市長 今井 敦氏

茅野市は長野県中部に広がる諏訪盆地の中央に位置し、標高差は2,000mもあります。茅野市の観光地や別荘地は、戦後、大手デベロッパーなどにより開発が進められました、中でも八ヶ岳や蓼科高原は古くから避暑地として、また湯治場、静養地として栄えた歴史がある。

茅野市も人口減少が進み、平成20年の約57,000人をピークに令和35年には5万人を割り込むことが想定されている。そこで茅野市では「若者に選ばれるまち」を実現するために、この地域に古くから息づいてきた、地縁や血縁などに基づく、多くの人の手による支えあい、助け合いの「結」（ゆい）に焦点をあてた。茅野市は、この「ゆい」によって、地域の暮らしや文化、自然環境を守ってきた歴史があり、その中には、そこに住む人の健康も含まれている。

茅野市は令和4年4月に、石川県加賀市、岡山県吉備中央市とともに国家戦略特区一類型である「デジタル田園健康特区」に指定された。

また人の生活になくてはならないものとして、道路や橋、上下水道、公共交通などの社会インフラは人の生活になくてはならないものであり、社会インフラが健康な状態であることは、人の不安やストレスを取り除き、「人の健康」に寄与する。かつて茅野市には定時・定路線バスがありましたが人口減少による利用者の減少により、電車とバスの発着時刻があっていないなど、乗り継ぎが悪いことがわかった。そこで令和2年から、当時まだ一般的でなかったMaaS（マース）の考え方を取り込み、まず令和4年に日中の病院通いや買い物に行く人らの移

動を支援するために、予約制の AI オンデマンド交通「のらぎあ」を導入し、課題はあるが、ほぼ予定通りの乗客数があつた。

今後、国のプロジェクトとしてさまざまな取り組みが茅野市をフィールドに実施されることになり、単独自治体では解決が難しかった課題が解決に向かう糸口がつかめるものと期待している。国家戦略特区の申請書に書いた「人の健康」が「まちの健康」に繋がるといった考え方は、この新しいまちづくりの指針のなかにもしっかりと息づいている。

③「未病予防対策先進都市」をめざした「官民連携」「市民共創」のまちづくり

大阪府泉大津市長 南出 賢一氏

健康寿命を延ばすためには、病気になってから治療するだけではなく、病気になる前の未病期における対策に加え、市民一人一人が自分にあつた健康づくりに主体的に取り組む機運の醸成が重要である。泉大津市では「泉大津市健康づくり推進条例」を制定し、令和5年4月1日より施行した。健康づくりに取り組みには、まず自分自身の健康状態を知る必要があり、これまで実施してきた各種健（検）診に加えて、体組織や運動機能、血管年齢、推定野菜接種量等を測定する健康チェックを常設・定期・出張の3パターンで実施し、いつでも「健康状態の見える化」ができる環境を整えている。

また食べることは生きることであり、「食」は健康づくりの観点から、小中学校の給食の米については、有機米や特別栽培米を金芽米加工（ビタミンBや食物繊維等、白米には少ない栄養素を多く残す精米方法）して提供し、発酵食品やオーガニック食材、旬やミネラル豊富な食材等使った特別な給食「ときめき給食」を毎月2回提供している。さらに妊婦とおなかの赤ちゃんの健康を「食」でサポートするため、金芽米を毎月最大10kg無償で提供する「マタニティ応援プロジェクト」や、学童・思春期・青壮年期・高齢者を対象にした料理教室を実施するなどあらゆる世代を対象に料理教室し、食育の取り組みを展開している。

そして西洋医学だけではなく、医師の立ち合いのもと令和4年度からは、症状に応じて高濃度水素吸入や医学的ヨーガ、鍼灸や整体コンディショニングも取り入れている。

おわりに、人間は自然の一部であることを前提に、健康とは何かを考えると、現代医療以外の選択肢や、食と食を育む自然の大切さに考えが行きつく。

【所感】

高齢化社会の現在、「健康長寿」は各自治体で大きなテーマである。桑名市の良さは名古屋市という大都市近郊でありながら、木曽三川、町屋川、多度山等の豊かな自然があるところであるが、近年の企業誘致のもと、本市の森林は失われていき、PFAS（有機フッ素化合物）が国の目標値を大きく超えて検出されたことは大変残念ではない。

千葉県流山市は「子育てするなら流山」で子ども支援が有名であり、現在でも人口は増加傾向にあるが、その基礎になっているのは「緑豊かな良質の住環境・快適な都市環境」という考え方である。流山市では「都市そのものを健康に」するために、「すべての政策に健康視点を」を基軸とした政策を立案している。この考え方は大変重要であり、桑名市でも自然が消えつつある中、参考にしていきたい。

また泉大津市の取り組みのように、病気になってから治療するのではなく、未病という考え方、「食と自然」を大切に、さらに市民一人一人が自分にあつた健康づくりに主体的に取り組む機運を醸成していくことも重要である。今後の政治活動で生かしていきたい。

支 払 伝 票

会 派 名 又 は 議 員 名	無会派 永野 元康	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 6 年度	支払番号	17
支 払 項 目	調査研究費		
検 収 年 月 日	令和7年3月3日		
支 払 年 月 日	令和7年3月3日		
支 払 金 額	40,920 円		
支 払 先	桑名市長		
使 途 内 容	令和6年度タブレット端末通信料(年間分) 40,920 円		
備 考	1カ月あたりの通信料3,410円(税込) 3,410円×12カ月×1人=40,920円		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号																																																																	
支出科目	☒ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 要請・陳情費																																																																
桑名市 24-205 登録番号 T5000020242055 納入通知書兼領収書 〒 511-8601 住 所 桑名市中央町2丁目37番地 無会派 永野元康 様 <table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>伝票番号</td> <td>予算</td> <td>会計</td> <td>所属</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>0049209 - 001</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>30010</td> </tr> <tr> <td>款 項</td> <td>目 節</td> <td>1</td> <td colspan="2">議会費収入</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>4 3 細節</td> <td>10</td> <td colspan="2">タブレット端末使用料</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td colspan="4">40,920 円</td> </tr> <tr> <td>内 消費税</td> <td>0 円</td> <td>消費税</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td colspan="4">令和 7 年 3 月 31 日</td> </tr> <tr> <td>所 管 課</td> <td colspan="4">議会事務局</td> </tr> <tr> <td>摘 要</td> <td colspan="4">令和6年度タブレット端末通信料(年間分)</td> </tr> <tr> <td>発 行 日</td> <td colspan="4">令和 7 年 3 月 1 日</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> 上記金額を納入してください。 桑 名 市 長 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 上記の金額を領収しました。 桑名市指定金融機関 桑名市指定代理金融機関 桑名市収納代理金融機関 </td> <td colspan="3"> 桑名市 付 印 指定金融機関 7. 3. 3 株式会社百五銀行 桑名支店 (6) </td> </tr> </table> ※領収日付印のないものは無効です。 (納入者保管) 桑名市 24-205						年 度	伝票番号	予算	会計	所属	6	0049209 - 001	0	1	30010	款 項	目 節	1	議会費収入		21	4 3 細節	10	タブレット端末使用料		金額	40,920 円				内 消費税	0 円	消費税			納 期 限	令和 7 年 3 月 31 日				所 管 課	議会事務局				摘 要	令和6年度タブレット端末通信料(年間分)				発 行 日	令和 7 年 3 月 1 日				上記金額を納入してください。 桑 名 市 長					上記の金額を領収しました。 桑名市指定金融機関 桑名市指定代理金融機関 桑名市収納代理金融機関		桑名市 付 印 指定金融機関 7. 3. 3 株式会社百五銀行 桑名支店 (6)		
年 度	伝票番号	予算	会計	所属																																																													
6	0049209 - 001	0	1	30010																																																													
款 項	目 節	1	議会費収入																																																														
21	4 3 細節	10	タブレット端末使用料																																																														
金額	40,920 円																																																																
内 消費税	0 円	消費税																																																															
納 期 限	令和 7 年 3 月 31 日																																																																
所 管 課	議会事務局																																																																
摘 要	令和6年度タブレット端末通信料(年間分)																																																																
発 行 日	令和 7 年 3 月 1 日																																																																
上記金額を納入してください。 桑 名 市 長																																																																	
上記の金額を領収しました。 桑名市指定金融機関 桑名市指定代理金融機関 桑名市収納代理金融機関		桑名市 付 印 指定金融機関 7. 3. 3 株式会社百五銀行 桑名支店 (6)																																																															
領 収 書 等 添付合計金額	40,920 円 (内、政務活動費充当額 40,920 円)																																																																

支 払 伝 票

会 派 名 又 は 議 員 名	無会派 永野 元康	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 6 年度	支払番号	12
支 払 項 目	資料作成費		
検 収 年 月 日	令和7年3月12日		
支 払 年 月 日	令和7年3月12日		
支 払 金 額	370 円		
支 払 先	桑名市役所		
使 途 内 容	情報公開請求 370 円		
備 考			

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費 ☐ 資料購入費	☐ 研修費 ☐ 人件費	☐ 会議費 ☐ 事務費	☐ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情費	☒ 資料作成費
桑名市役所 桑名市中央町二丁目37 電話：0594-24-1756 FAX：0594-24-1736 毎度ありがとうございます 2025年03月12日 13:51 0001 部門01 ¥370 合 計 ¥370 お 預 り ¥400 お 釣 ¥30					
領 収 書 等 添付合計金額	370 円 (内、政務活動費充当額 370 、円)				

公文書開示決定通知書

土 第 1761 号の1
令和7年3月11日

永野 元康 様

桑名市長 伊 藤 徳



令和7年3月5日 付けで請求のありました公文書の開示については、桑名市情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

公文書 の内容	開示請求者 が請求した 内容	令和6年度桑名市総合運動公園サッカー場メイングラウンド人工芝張替工事に関する入札、契約書類一切
	実施機関が 特定した公 文書の内容	桑名市総合運動公園サッカー場メイングラウンド人工芝張替工事 金入り設計書
開示を実施する日時		令和7年3月11日(火) 午後3時以降
開示を実施する場所		桑名市役所2階 情報公開室
事務担当		社会基盤整備部 土木課 建設係 (電話番号 0594-24-1212)
備考		入札経過表については、契約監理課の写しの交付とします。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、桑名市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桑名市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 注 1 公文書の開示を受けるときは、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合は、その旨を連絡してください。
- 3 この決定に対し第三者から不服申立があったときは、この開示が停止される場合がありますのでご了承ください。

支 払 伝 票

会 派 名 又 は 議 員 名	無会派 永野 元康	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 6 年度	支払番号	13
支 払 項 目	事務費		
検 収 年 月 日	令和7年3月16日		
支 払 年 月 日	令和7年3月16日		
支 払 金 額	870 円		
支 払 先	カインズ桑名店		
使 途 内 容	コピー用紙購入費 870 円		
備 考	※1/2について政務活動費を充当する。		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

手印付

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 会議費	☐ 広報・広聴費	☐ 資料作成費
	☐ 資料購入費	☐ 人件費	☒ 事務費	☐ 要請・陳情費	
CAINZ 桑名店 TEL 0594-31-6111 登録番号 T3070001006474 領 収 証 2025年03月16日(日)17時47分 #0293 081 コピー用紙 ￥1,740 1点 小計 ￥1,740 合計 ￥1,740 (含む消費税等 ￥158) (10%対象 ￥1,740) 消費税 ￥158 現金 ￥2,010 お釣り ¥270 店:0294 レジ:0005  01029400052503160293					
領 収 書 等 添付合計金額	1740 円 (内、政務活動費充当額 270 円)				

支 払 伝 票

会 派 名 又 は 議 員 名	無会派 永野 元康	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 6 年度	支払番号	14
支 払 項 目	事務費		
検 収 年 月 日	令和7年3月30日		
支 払 年 月 日	令和7年3月30日		
支 払 金 額	2,250 円		
支 払 先	エディオン桑名店		
使 途 内 容	プリンタインク購入費 2,250 円		
備 考	※1/2について政務活動費を充当する。		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費 ☐ 資料購入費	☐ 研修費 ☐ 人件費	☐ 会議費 ☒ 事務費	☐ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情費	☐ 資料作成費
 EDION エディオン 領収書兼お買上明細 永野 元康 様 ■エディオンカード会員さま■ 商品の購入履歴・保証内容は 【エディオンネットショップ】 または【エディオンアプリ】の マイページでご確認できます。 発行日 2025年03月30日(日) 18:30 店：04176 桑名店 登録番号：T3240001041231 電話 0594-22-2277 レジ担当者： 販売担当者： No. 04176-312-023322 POS：312 取引種別：持帰 (PC・関連セット) エプソン ※会員でご購入の方が 安価に購入できるため、 やはり得ず、会員で 購入です。					
領収書等 添付合計金額	4500 円 (内、政務活動費充当額 2250 円)				

様式第10号(第6条関係)

支 払 伝 票

会 派 名 又 は 議 員 名	無会派 永野 元康	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 6 年度	支払番号	15
支 払 項 目	資料作成費		
検 収 年 月 日	令和7年3月31日		
支 払 年 月 日	令和7年3月31日		
支 払 金 額	1,970 円		
支 払 先	桑名市役所		
使 途 内 容	公文書等の写しの交付 1,970 円		
備 考	※桑名市手数料条例、別表第6(第2条関係) ※197枚×10円		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	☐ 調査研究費 ☐ 資料購入費	☐ 研修費 ☐ 人件費	☐ 会議費 ☐ 事務費	☐ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情費	☒ 資料作成費
桑名市役所 桑名市中央町二丁目37 電話：0594-24-1756 FAX：0594-24-1736 毎度ありがとうございます 2025年03月31日 15:32 0003 部門01 ¥1,970 合 計 ¥1,970 お 預 り ¥5,000 お 釣 ¥3,030					
領 収 書 等 添付合計金額	1,970 円 (内、政務活動費充当額 1,970 円)				

入札経過表

※197枚の内、1枚を
抜ぐに添付

契約番号	6-000415	担当課	アセットマネジメント課
件名	樹木維持管理業務委託(赤尾・志知・陽だまりの丘西)⑩		
履行場所	桑名市陽だまりの丘 地内他		
履行期間	令和 6年 5月28日 から 令和 7年 2月28日 まで		
入札日時	令和 6年 5月15日 午前10時10分	業種	2300 造園
予定価格	¥13,998,600	最低制限価格	¥12,815,000
契約金額(税込)	¥12,815,000	落札率(%)	91.54 %
コメント	13者同額のためくじにより落札候補者を決定		

No	入札業者名	第1回入札額(円)	第2回入札額(円)	随意契約額(円)	摘要
1	000390 株式会社水谷造園 代表取締役 水谷光貴	11,650,000			
2	002493 有限会社千代田園芸社 代表取締役 石倉睦子	落札決定 11,650,000			
3	002050 有限会社ヒルカワ造園土木 代表取締役 蛭川清人	11,650,000			
4	003520 株式会社兼松 代表取締役 松井和也	11,650,000			
5	004198 浅野造園 浅野進	11,650,000			
6	001221 有限会社庭茂伊藤造園 代表取締役 伊藤聖朗	11,650,000			
7	004200 森造園 森久米和	11,650,000			
8	004146 片岡サービス 片岡建治	11,650,000			
9	001207 株式会社北勢緑化 代表取締役 石川寛壽	11,650,000			
10	004199 長島造園 伊藤伸一	11,650,000			
11	006813 株式会社真栄田サービス 代表取締役 服部浩之	11,650,000			
12	004147 株式会社グリーン伊藤 代表取締役 伊藤満彦	11,650,000			
13	002809 有限会社福幸園 代表取締役 栗田幸郎	11,650,000			